

## ○可児市小規模契約希望者登録制度実施要領

### (目的)

第1条 この訓令は、市が発注する小規模な契約に係る業者選定の際に、その受注を希望する市内の事業者及び当該事業者が受注を希望する業種（以下「希望業種」という。）を登録した可児市小規模契約希望者登録名簿（以下「希望者名簿」という。）を活用することによって、市内の事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (対象となる契約)

第2条 この訓令の対象となる小規模な契約（以下「小規模契約」という。）は、内容が軽易で、その履行の確保が容易であると認められる工事、役務提供又は物品購入に係る契約で、その予定価格が1件50万円未満のものとする。

### (登録対象者)

第3条 希望者名簿に登録することができる者は、可児市内に主たる事業所（本社、本店等をいう。）を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者でないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ないもの
- (2) 可児市競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という）に登載されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年可児市訓令甲第47号）別表に掲げる排除措置要件に該当する者

### (登録の申請)

第4条 希望者名簿への登録を希望する者は、小規模契約希望者登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。この場合において、希望業種の履行に資格、許可等を必要とするときは、当該資格、許可等を有することがわかる資料の写しを添付するものとする。

2 前項の規定による提出については、郵送は不可とする。

### (希望業種)

第5条 希望業種は、別表に規定する業種区分表の種目の中から選択するものとし、希望者名簿には最大5業種まで登録できるものとする。

### (希望者名簿の有効期間)

第6条 希望者名簿の有効期間は、作成日から3年間とする。

### (登録者等の取り扱い)

第7条 市長は、第4条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を確認し、希望者名簿への登録を認めたときは、事業者及び希望業種を希望者名簿に登録する。

2 市長は、希望者名簿を一般に公開するものとする。

3 市長は、小規模契約に係る業者選定にあたっては、希望者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に対し、見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

4 前項の規定は、小規模契約における入札参加資格者名簿に登録されている者の見積参加を妨げるものではない。

(契約保証金)

第8条 市長は、登録者との契約においては、可児市契約規則（昭和39年可児町規則第6号）第30条の規定に基づき、契約保証金の納付を免除するものとする。

(登録事項の変更等)

第9条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小規模契約希望者登録変更（廃止）届（別記様式第2号）により、その旨を速やかに届け出るものとする。

- (1) 登録事項に変更があるとき。
- (2) 事業を中止し、又は廃止するとき。
- (3) 希望者名簿からの抹消を希望するとき。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該登録者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 第4条第1項に規定する申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 倒産又は破産したとき。

(電子情報処理組織による登録申請等の特例)

第11条 第4条又は第9条の規定にかかわらず、登録の申請又は登録事項の変更等の届出については、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものにより行うことができる。

別表（第5条関係）

種別	No.	種目	内容の例示
工事	1	土木一式	道路、道路工作物、水路、遊具
	2	建築一式	木造、プレハブ
	3	大工	大工、型枠、造作
	4	左官	左官、モルタル、吹付け
	5	とび・土工・コンクリート	とび、くい、掘削、コンクリート
	6	石	石積み、ブロック積み
	7	屋根	屋根ふき
	8	電気	発電設備、照明設備、信号設備
	9	管	冷暖房設備、空調設備、給排水設備
	10	タイル・れんが・ブロック	コンクリートブロック積み、レンガ積み、タイル張り
	11	鋼構造物	鉄骨、橋梁、鉄塔、水門
	12	鉄筋	鉄筋加工組立て、ガス圧接
	13	舗装	アスファルト舗装、コンクリート舗装、プロ

		ック舗装	
14	しゅんせつ	しゅんせつ	
15	板金	板金加工取付け	
16	ガラス	ガラス加工取付け	
17	塗装	塗装、ライニング、路面表示	
18	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング	
19	内装仕上	インテリア、天井仕上、床、畳	
20	機械器具設置	揚排水機器設置、舞台装置設置	
22	電気通信	電気通信機械設置、放送機械設置	
23	造園	植栽、地被、地ごしらえ、公園設備	
24	さく井	さく井、揚水設備	
25	建具	サッシ取付け、シャッター取付け	
26	水道施設	浄水施設、配水施設、下水処理設備	
27	消防施設	屋内消火栓、スプリンクラー、火災報知機	
28	清掃施設	ゴミ処理施設、し尿処理施設	
物品購入	1	事務用品・図書類	用紙、図書、文房具、印章
	2	事務・OA機械器具類	印刷機、複写機、コンピュータ
	3	建築・一般機械器具類	工作機器、空調機、暖房器具、工具
	4	医療・薬品類	薬品、衛生材料
	5	精密・光学・理化学機械器具類	カメラ、時計、計量機器
	6	福祉・健康器具類	介護器具、健康器具
	7	車両類	自動車部品、タイヤ、自転車
	8	燃料類	ガソリン、軽油、白灯油、潤滑油
	9	印刷製本	一般印刷、封筒印刷、製本、デザイン
	10	電気・通信機器	家電製品、通信機器、視聴覚・音響機器
	11	建設資材	砂、石、セメント、舗装材、塗料
	12	什器類	鉄製什器、木製什器
	13	繊維・皮革ゴム製品	被服、鞆、履物、雨具、ゴム製品
	14	寝具・室内装飾品類	寝具類、室内装飾品
	15	教育用品類	学校教材、保育教材、楽器
	16	体育用品・遊具類	体育用品、スポーツウエア
	17	消防・防災器具類	消火器、防災器具類、備蓄食糧
	18	食品類	食品
	20	看板・標識類	看板、表示板、標識、旗
	21	百貨・日用品類	百貨、ギフト品
	22	苗木・園芸用品類	生花、苗木、種子、花苗、園芸用品

	23	市指定ゴミ袋製造・納入	ゴミ袋
	24	雑類	舞台用具、儀式用具、選挙用品
	25	物品のレンタル・リース	建物、建設機械、事務用品、車両、寝具
	26	不用品買受	鉄くず、自転車、古紙
	27	その他物品	
役務提供	28	広告代理・イベント	写真撮影、ビデオ製作、ホームページ作成
	29	樹木・公園等保護管理	樹木剪定、除草、害虫駆除
	30	総合建物管理	総合建物管理
	31	建物清掃	建物清掃、建物害虫駆除
	32	警備・受付等	機械警備、駐車場警備・誘導、案内
	33	設備保守点検	電気設備、空調設備、通信機器設備
	34	浄化槽・給水設備等清掃保守点検	浄化槽、給水施設、排水貯留槽
	35	機器類保守点検	OA機器、計測機器、医療機器
	36	楽器保守点検	ピアノ保守点検
	37	道路・公園等清掃	道路清掃、水路・河川清掃、公園清掃
	38	管渠清掃	下水道管清掃
	39	情報処理	データ入力、ソフト開発、情報処理
	40	運輸・運搬	荷物運搬、貸切バス
	41	調査・検査	意識調査、環境測定、水質検査
	42	不動産鑑定業者	不動産鑑定
	43	計量証明事業者	計量証明
	44	土地家屋調査士	土地家屋調査士
	46	筆耕、翻訳等	筆耕、翻訳、速記
	47	旅行	旅行
	48	人材派遣	一般事務、介護ヘルパー、講師
49	廃棄物処理	一般廃棄物、産業廃棄物	
50	給食業務	給食業務	
52	その他の業務委託		